

NETWORK SECURITY FORUM 2014

## 個人情報保護改正の論点

—「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」(平成25年12月20日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)を踏まえて



2014年01月29日(水)

新潟大学 法学部 教授 鈴木 正朝

# わが国の「個人情報保護法」をとりまく内外の状況

## 国際動向

背景：インターネット / クラウド / ビッグデータ / ライフログ

- ① OECD: 「改正OECDプライバシーガイドライン」(2013年7月11日)
- ② APEC: 「CBPR(APEC越境プライバシールール)制度」
- ③ EU: 「個人データ保護指令」「e-プライバシー指令」, →「個人データ保護規則案」
- ④ 米国: 「消費者プライバシー権利章典」, 個別法, 集団訴訟 + 懲罰的損害賠償

## 国内動向

背景：少子高齢人口減少社会 / 社会保障と税の一体改革

- ① **一般法**: 「個人情報保護法」改正 (パーソナルデータに関する検討会)
  - ② **特別法**: 「番号利用法」、「政府CIO法」、(「医療等情報保護法案」検討停止)
- **新行政組織**: 「特定個人情報保護委員会」、「内閣情報通信政策監」
- ③ 告示: 「個人情報保護ガイドライン」(乱立)
  - ④ 国内規格: JIS Q 15001 (法との不整合)
  - ⑤ 民間認証制度: プライバシーマーク制度 (問題山積)

# なぜ、ビッグデータなのか？

## 1. 現状

- ・ 人類未踏の超高齢・人口減少社会へ移行→財政難

## 2. 課題

- ・ 医療、年金等「社会保障制度」の維持、安心社会の実現

## 3. 対策

- ・ 経済成長(戦略)ーアベノミクスの具体化→健全財政

→特に「**医療ビッグデータ**」による

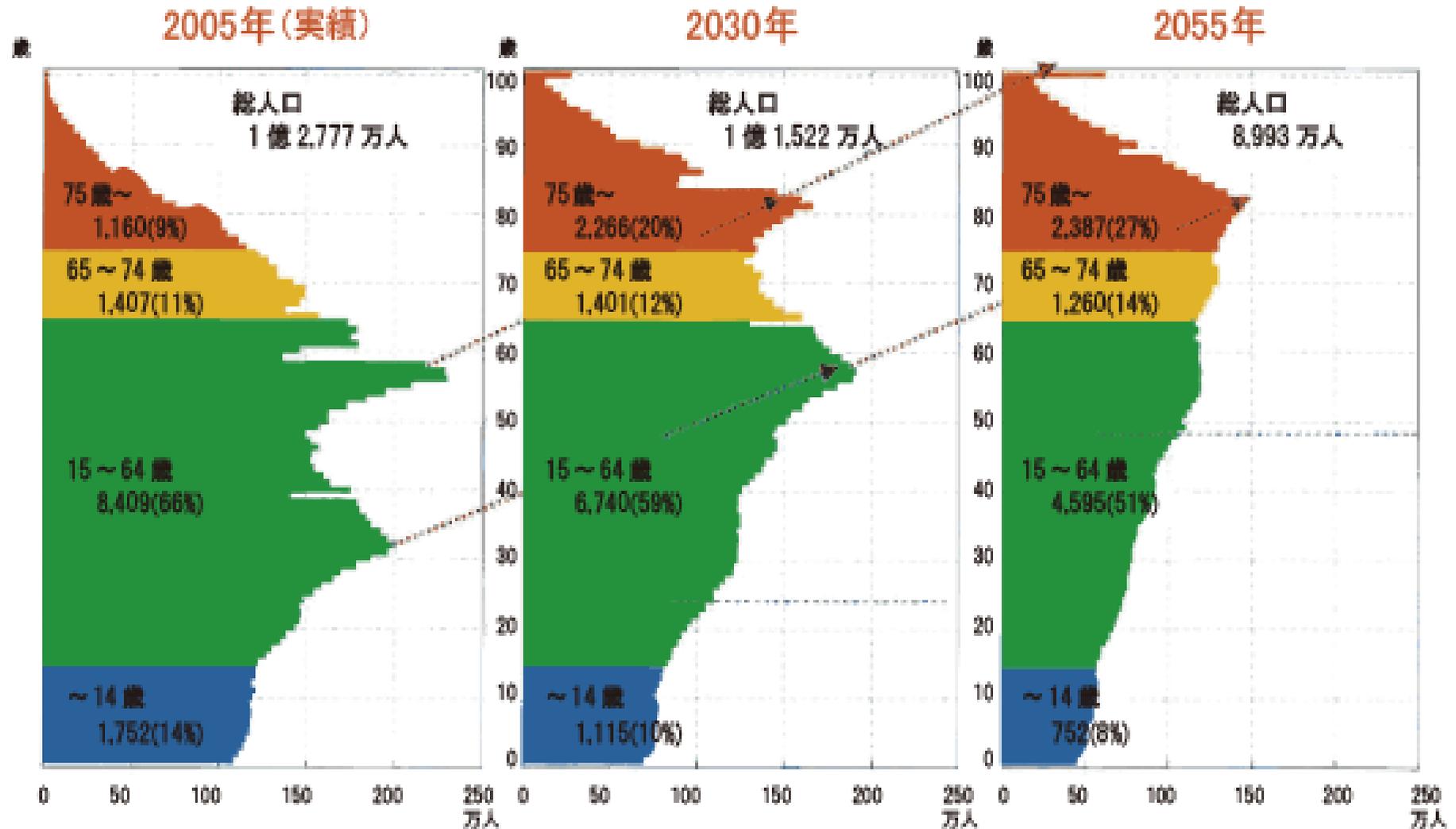
**医療イノベーション**政策の重点化、具体化！

- ・ 歳出減：高齢者のQOL向上(健康なままポックリと！)
- ・ 歳入増：超高齢社会対応ビジネスは輸出できる！

# 高齢者人口の推移

— 平成 18 年度中位推計 —

東大政策ビジョン研究センター「安心して暮らせる活力ある長寿社会の実現を目指して」



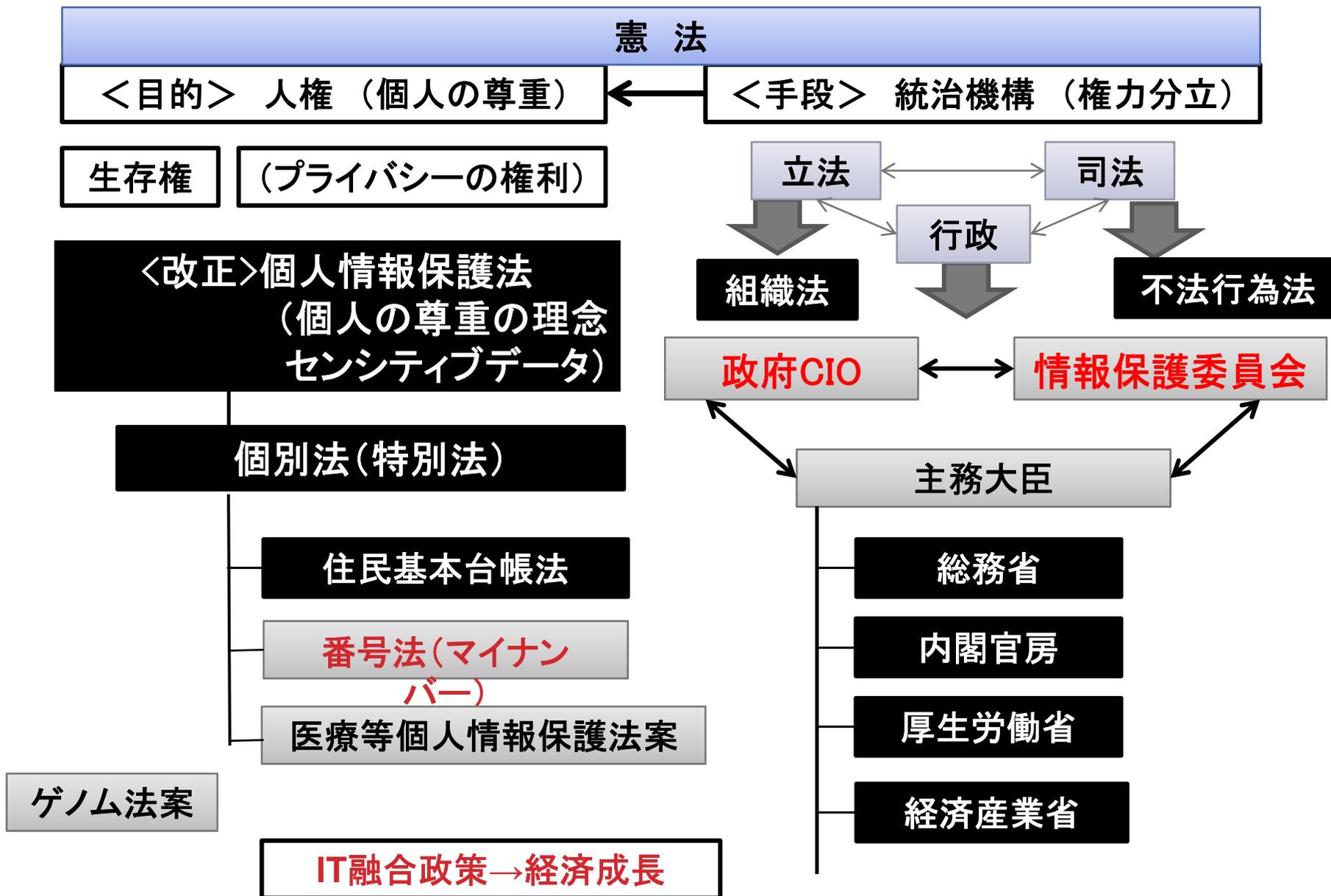
2013/06/07

注：2005年国勢調査結果。総人口には年齢不詳人口を含むため、年齢階級別人口の合計と一致しない。

## なぜ、改革か？ なぜ、経済成長か？

- ・約40年後（現在の大学生が65歳でリタイアする頃）に日本の総人口は8900万人台に減少する。
- ・65歳以上の高齢者が総人口の41%、14歳以降の子供が8%（両者合計が49%）となる。
- ・現役1名が1名の老人と子供を支える社会となる。
- ・年金、医療保険など社会保障制度をどうやって持続していくか。安心安全社会を維持できるか。
- ・我々に残された時間はどれだけか？
- ・我々はいつまでに何をなすべきか？

# 人権の具体化法と行政組織(統治機構の具体化法)



「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」(平成25年12月20日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)

## I パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの背景及び趣旨

「… 情報通信技術の進展は、多種多様かつ膨大なデータ、いわゆるビッグデータを収集・分析することを可能とし、これにより新事業・サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献する等、我が国発のイノベーション創出に寄与するものと期待されている。…」

# なぜ、ビッグデータなのか？

## 1. 現状

- ・ 人類未踏の超高齢・人口減少社会へ移行→財政難

## 2. 課題

- ・ 医療、年金等「社会保障制度」の維持、安心社会の実現

## 3. 対策

- ・ 経済成長(戦略)→アベノミクスの具体化→健全財政  
→特に「**医療ビッグデータ**」による**医療イノベーション**政策の重点化、具体化！
- ・ 歳出減：高齢者のQOL向上(健康なままポックリと！)
- ・ 歳入増：超高齢社会対応ビジネスは輸出できる！

# 経済成長をめざす規制改革、産業振興

## 目的

経済成長（**新事業・サービスの創出**と振興）

## 手段

1. 法的環境整備（個人情報保護法改正）

規制改革（規制緩和+規制強化）

2. 産業振興策

「**新事業・サービスの創出**」「**イノベーション創出**」  
政策の重点化と具体化、予算措置

国際市場を狙い外貨を獲得するITビジネスの振興策（→IT融合等）

# 法的環境整備とは何か？

## 一 規制改革（規制緩和+規制強化）

① 「**匿名データ等**」の流通を促進し、多様な情報処理を許す法制度の確立（第三者提供問題）

→ 分野横断的情報処理による**イノベーション**促進

② 行動ターゲティング広告等のビジネスを容認するための法制度の確立（プロファイリング問題）

③ 「**越境データ**」の流通の確保（国内にデータが集積する法的環境の整備）

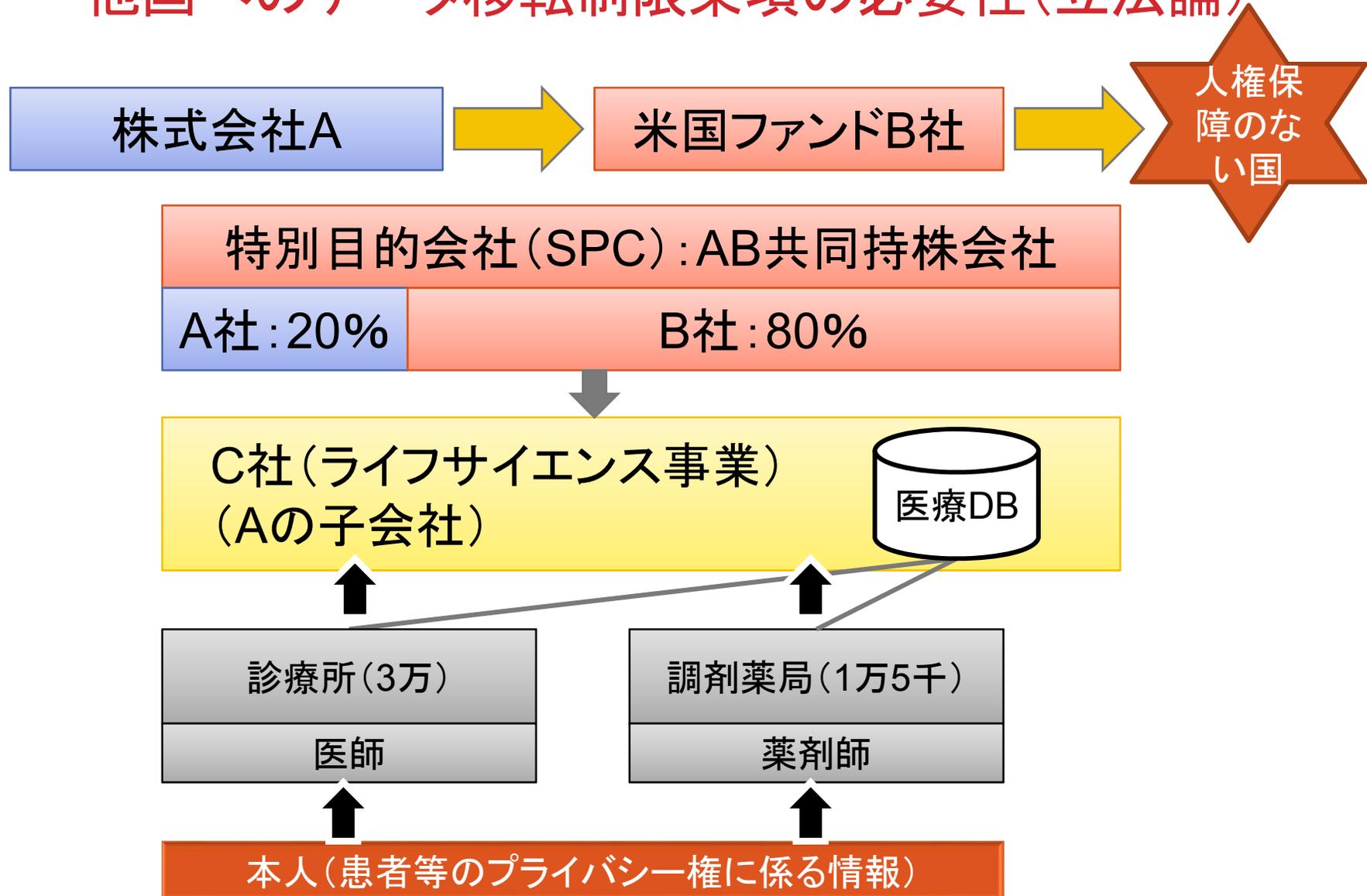
→ 分野横断的情報処理による**プライバシー侵害**への対応

# 法的環境整備とは何か？

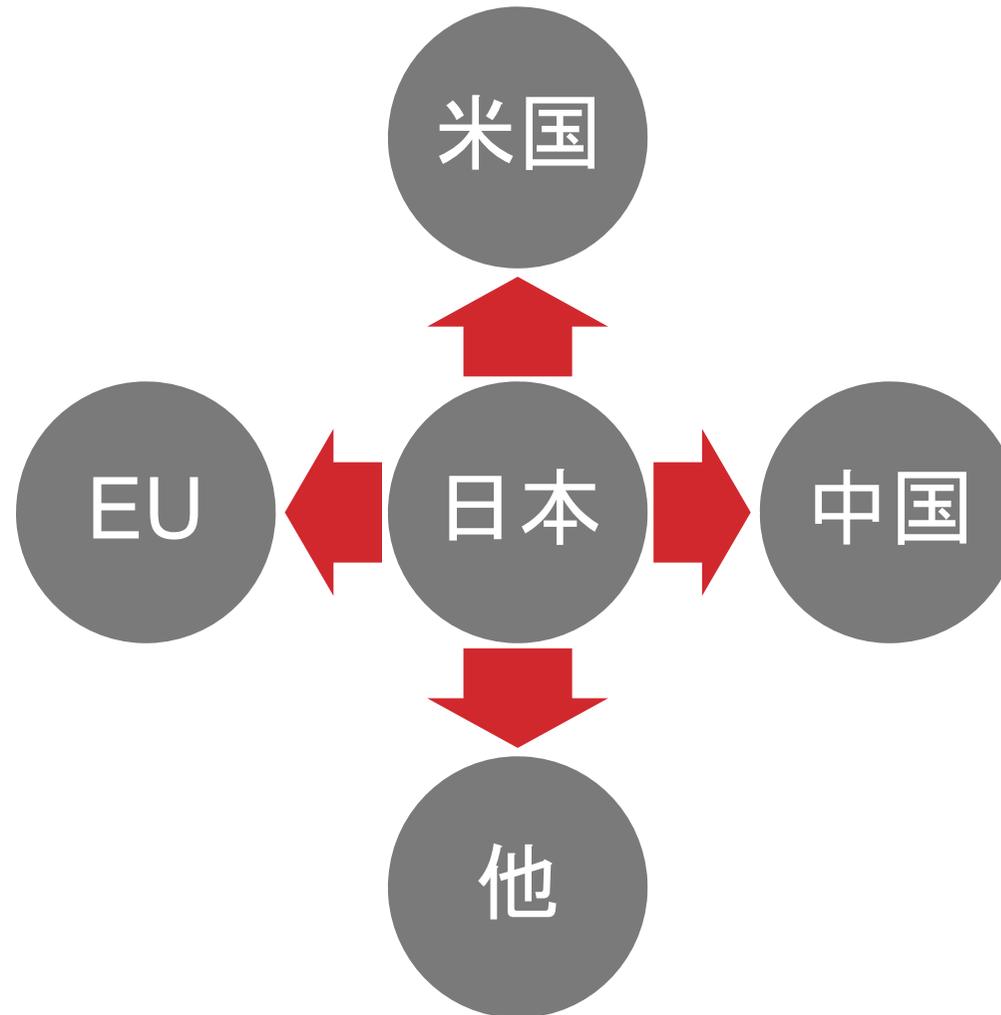
## 一 規制改革(規制緩和+規制強化)

- ・ 個人情報保護法、消費者保護法など日本法が適用、執行され、また雇用や税収が維持されるよう国内データセンター利用の誘導策の推進(事業継続性の確保)。
- ・ 国内個人データが人権保障のない国々に流出する場合への対応(人権保障を根拠とする)  
→ 日本がEU、米国の個人データのバグドアにならないように！(国際的な責任と信用)

# 例) ライフサイエンス企業のM&A問題 ～他国へのデータ移転制限条項の必要性(立法論)



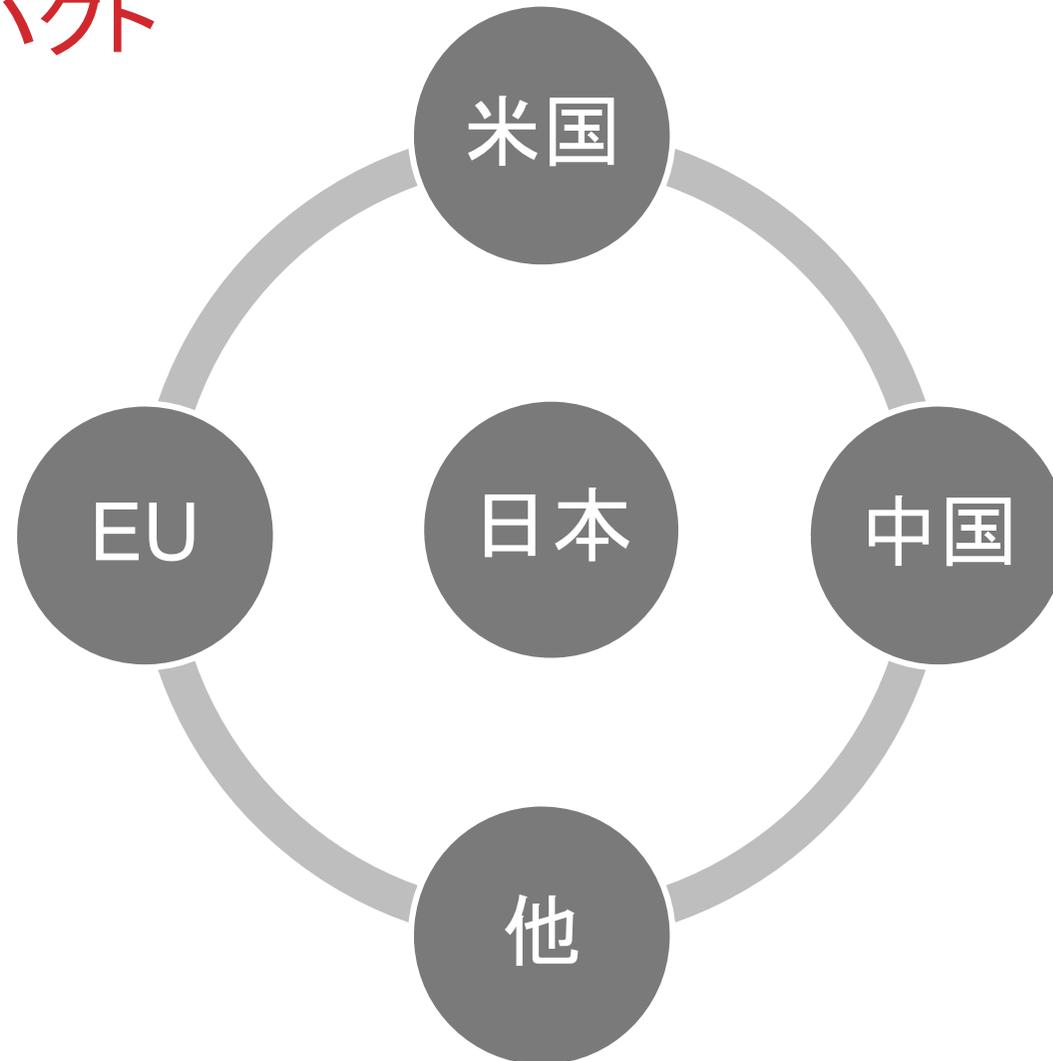
- 国際競争に負けると何が起こるか？  
→流出が加速する国内個人データ



● 鎖国(ガラパゴス)政策の帰結するところは？

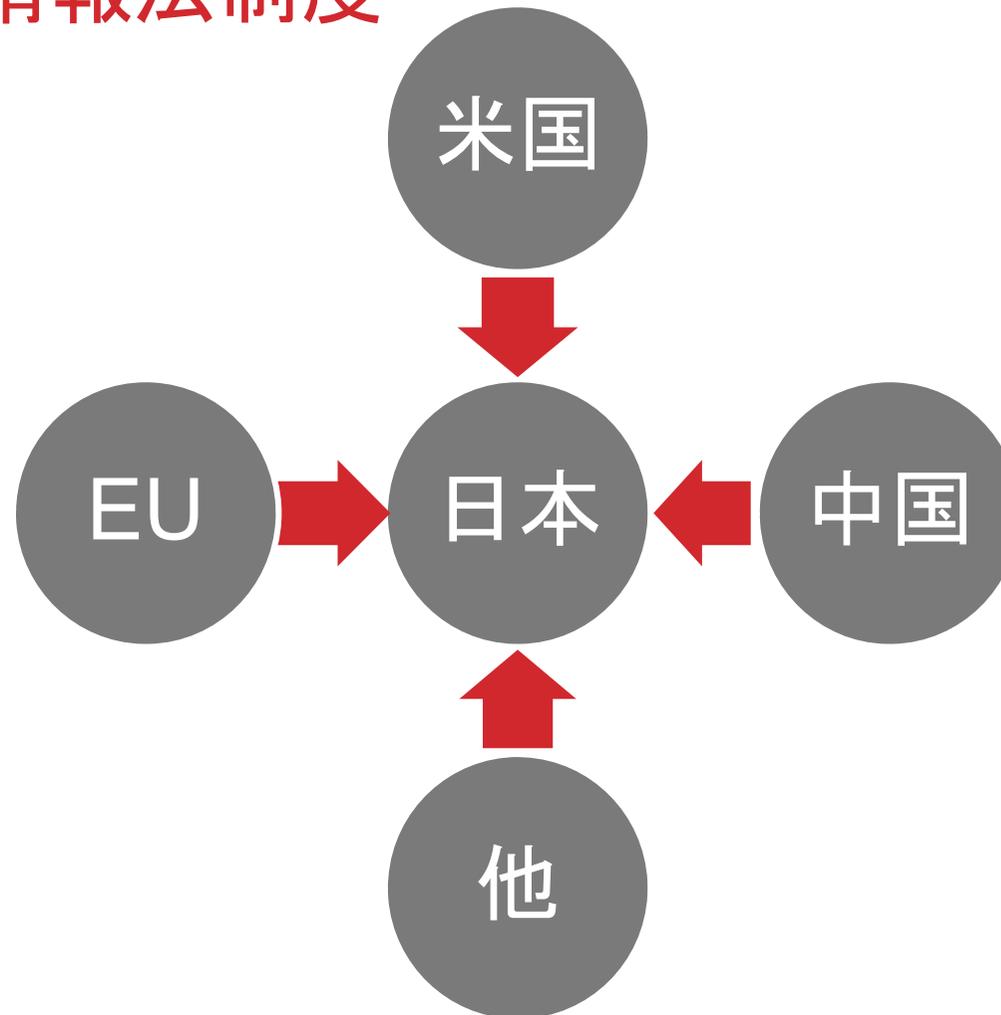
→ 狭い市場・高コスト・高価格

→ 財政インパクト

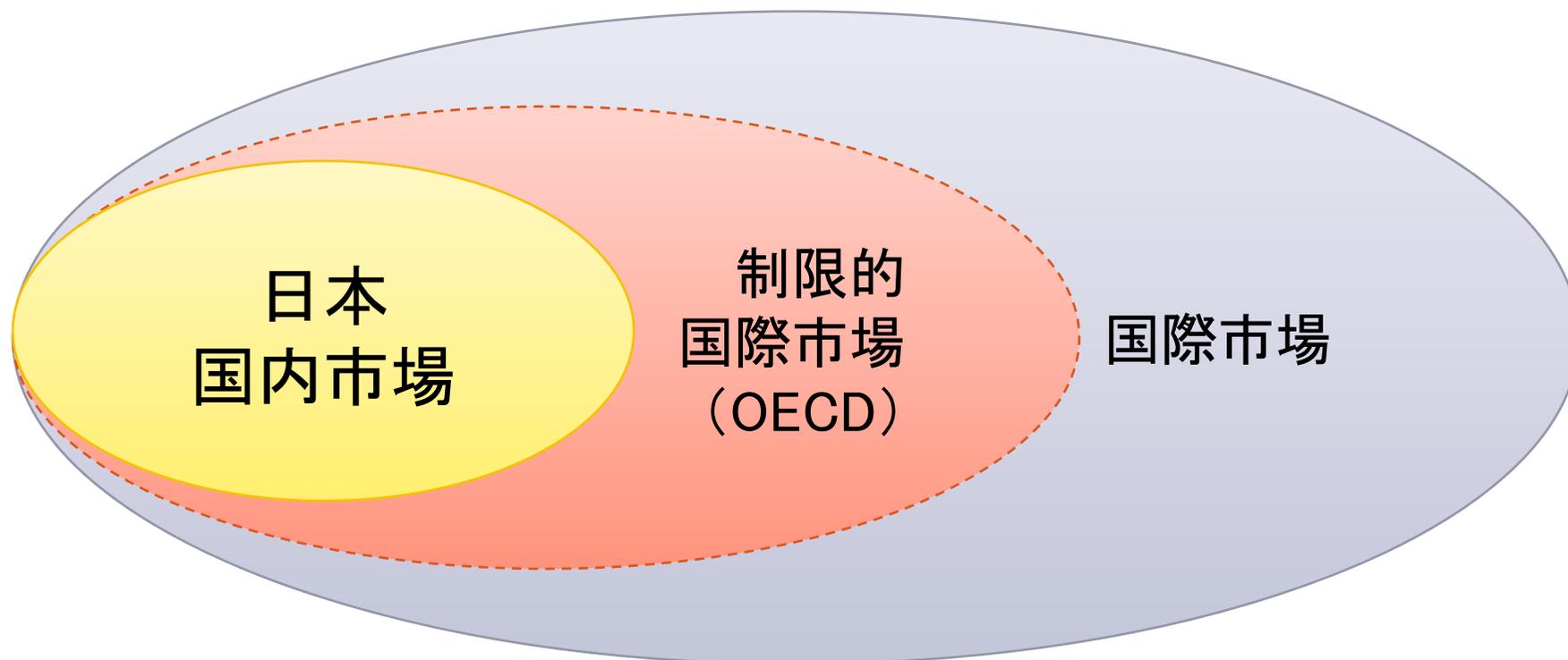


● 国際競争に勝つためには？

→ 世界中の個人データがクロスボーダに日本に集積可能な情報法制度



# 市場と法規制



# EU個人データ保護指令→EU個人データ保護規則の歴史的・産業的背景

個人データ＝人権(リスボン条約)

## ①歴史的背景

ナチによるユダヤ人排斥運動

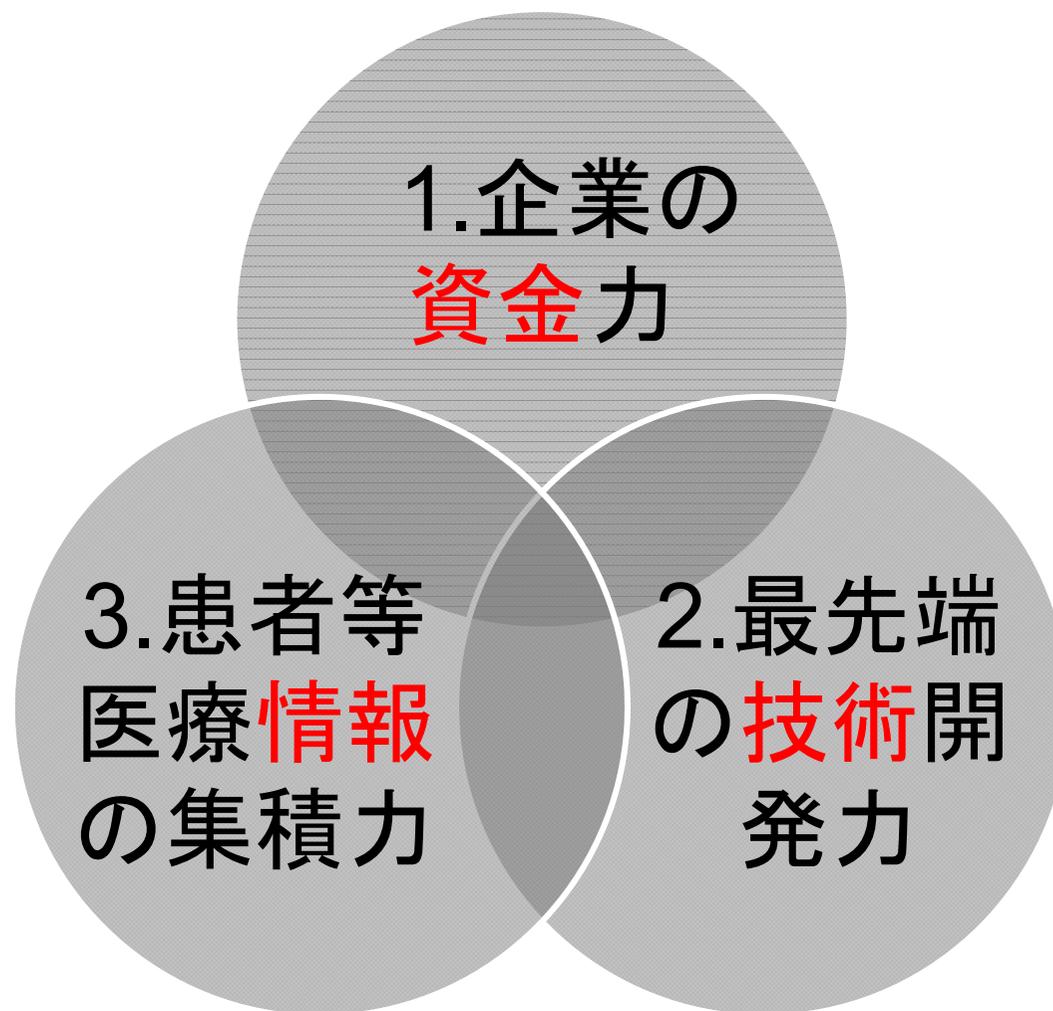
個人データ管理と番号管理

## ②産業的背景

国産メインフレームの敗退

データ処理は外資(北米)系企業へ委託

\* 医療イノベーション(再生医療・遺伝子研究実用化等)と医療情報保護の前提条件



# わが国の個人情報保護法制の全体構造

## 「個人情報保護に関する法律」

### 「基本法」部分

- 第1章 総則(目的・基本理念)
- 第2章 国及び地方公共団体の責務等
- 第3章 個人情報の保護に関する施策等

\*第5章 雑則(権限又は事務の委任、政令への委任など)

### 民間部門の「一般法」部分

- 第4章 個人情報取扱事業者の義務等
- 第5章 雑則(適用除外)
- 第6章 罰則

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」

地方公共団体による「条例」  
\* 市区町村の「個人情報保護条例」  
\* 都道府県の「個人情報保護条例」

個人情報取扱事業者  
(民間企業等)  
**民間部門**

行政機関

独立行政法人等

地方公共団体等

**公的部門**

# 個人情報保護法・条例数 2000問題

## クロスボーダー時代において国内越境データ問題を放置

### 医療分野における個人情報保護法(条例)の適用例

個人情報の取扱い主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
国立がん研究センター	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
岩手県立〇〇病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
宮城県立△△病院	宮城県個人情報保護条例	宮城県
陸前高田市立□□病院	陸前高田市個人情報保護条例	陸前高田市
大船渡市立△△病院	大船渡市個人情報保護条例	大船渡市
医療福祉法人済生会	個人情報保護法	厚生労働省
鈴木内科医院	個人情報保護法	厚生労働省

## ゲノムは、プライバシーの権利の問題か？

- 慶應義塾大学環境情報学部の富田勝教授(同大学先端生命科学研究所所長)は、自分自身のゲノム(全遺伝情報)を解析し、2012年7月31日から国立遺伝学研究所の「日本DNAデータバンク」(DDBJ)で公開を始めた。
- ゲノムの解析結果は本人を超えて当人の血縁関係全員の評価に影響を与える。
- 個人の自己決定権の範囲を超えた問題である。
- ゲノムは、プライバシーの権利を超えた情報、または多数当事者の権利が複合した情報である。
- 新たな理論、新たなルールが必要である。

## 刑事規制

**秘密漏示罪** (医師・歯科医師・  
薬剤師・看護師)

## 民事規制

・**債務不履行**  
(医療契約-守秘義務)

・**不法行為**  
(プライバシー侵害)

(医療従事者・  
医療法人)

## 行政規制

**個人情報保護法の義務**

(個人情報取扱  
事業者)



ゲノム法案  
の必要性

## 刑事規制

**秘密漏示罪** (医師・歯科医師・  
薬剤師・看護師)

## 民事規制

・**債務不履行**  
(医療契約-守秘義務)

・**不法行為**  
(プライバシー侵害)

(医療従事者・  
医療法人)

## 行政規制

**個人情報保  
護法の義務**

(個人情報取扱  
事業者)

**医療情報**

**ゲノム**



# 医療データの流通と連係を確保するためには

	刑事 規制	民事 規整	行政 規制	データ 連係
A	○	○	○	○
B	×	○	○	×
C	○	×	○	×
D	×	○	×	×

→ 刑事法及び民事法（プライバシー権に係る情報等秘密情報の保護等）それから行政法上の取締規定（個人情報保護法等）上の義務を遵守する必要がある。

# 刑法

明治40年4月24日法律第45号

最終改正年月日:平成23年6月24日法律第74号

(秘密漏示)

## 第三百三十四条

1 医師、**薬剤師**、**医薬品販売業者**、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の**秘密**を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

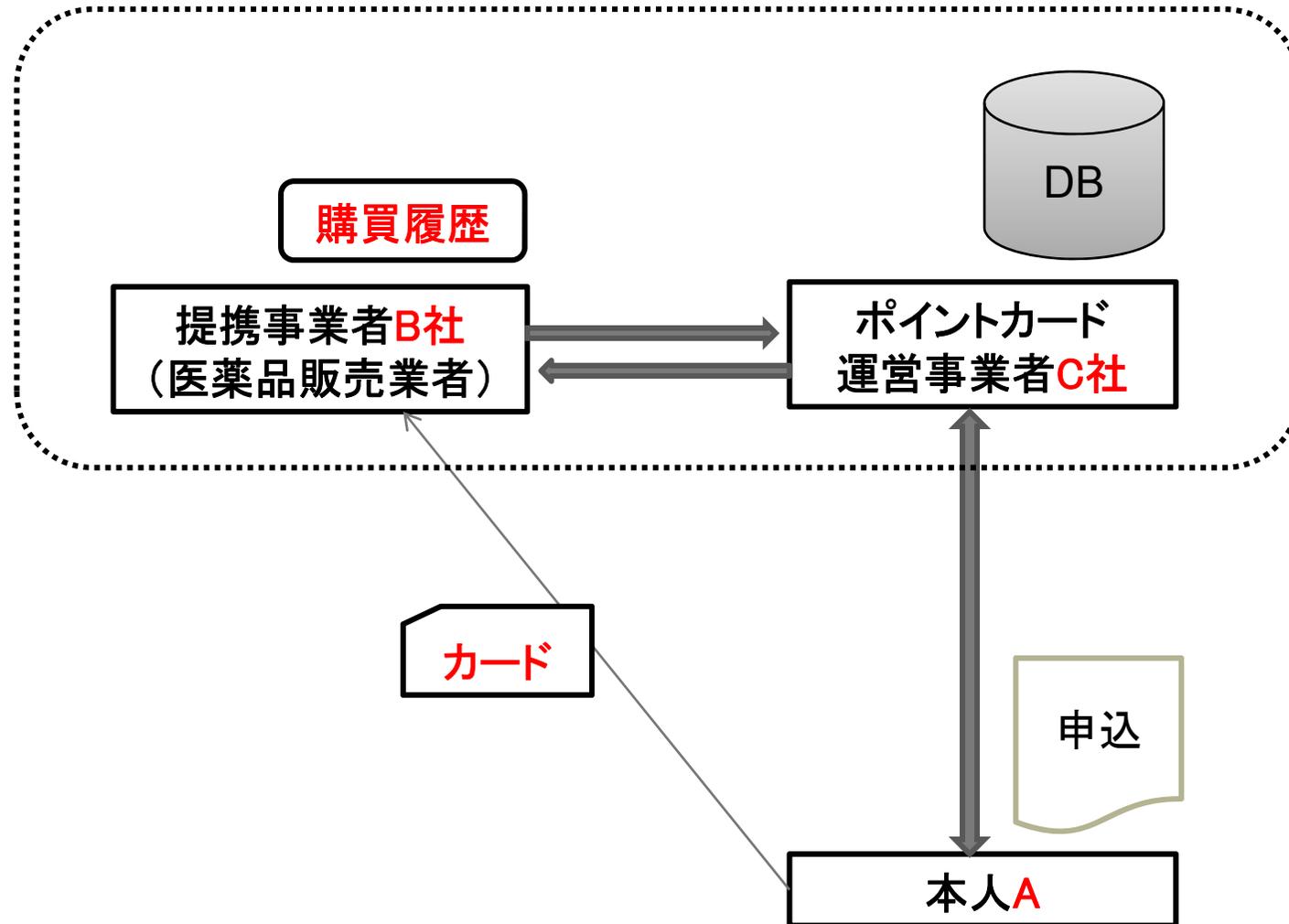
2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者(以下略)

(親告罪)

## 第三百三十五条

この章の罪は、**告訴**がなければ公訴を提起することができない。

# POS及び共通ポイントカード提携と秘密漏示罪



# 「個人情報」と「プライバシー権に係る情報」の関係

公開・非公開の別、センシティブ性・プライバシー性の有無、情報の価値の程度を問わない。

特定個人を識別できない情報であってもプライバシーの権利を侵害し得ることに留意すべき。

## 個人情報

・特定個人の識別情報(番号等識別子単体の情報も該当する)

個人情報の多くはプライバシー性を有する。



個人情報保護法に限らず民法(契約・不法行為)等関係法令を確認し遵守する必要あり。

## プライバシーの権利に属する情報

下級審判例: ①私生活上の事実情報、②非公知情報、③一般人なら公開を望まない情報

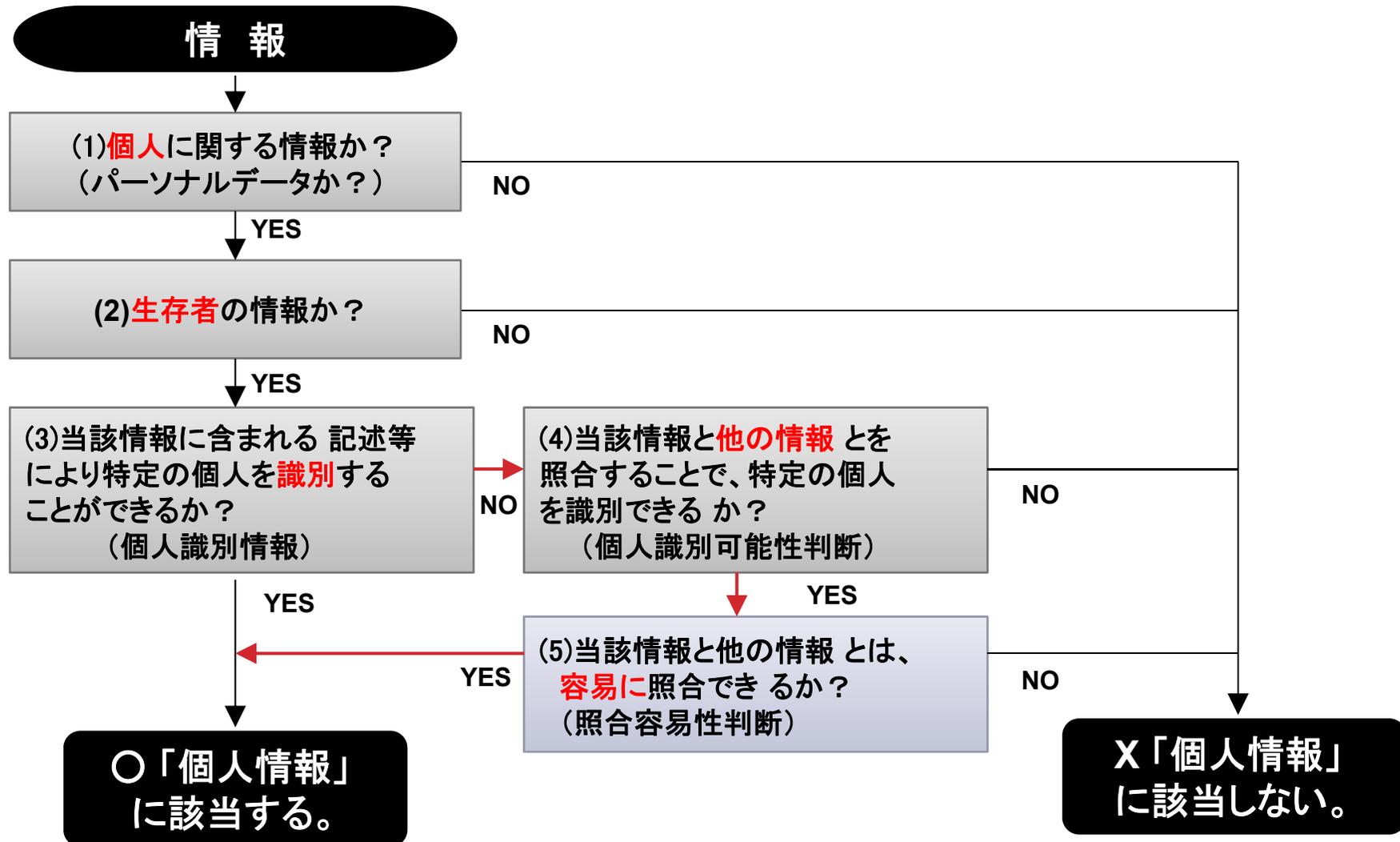
→最高裁判例: 個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由

行政規制(行政庁)

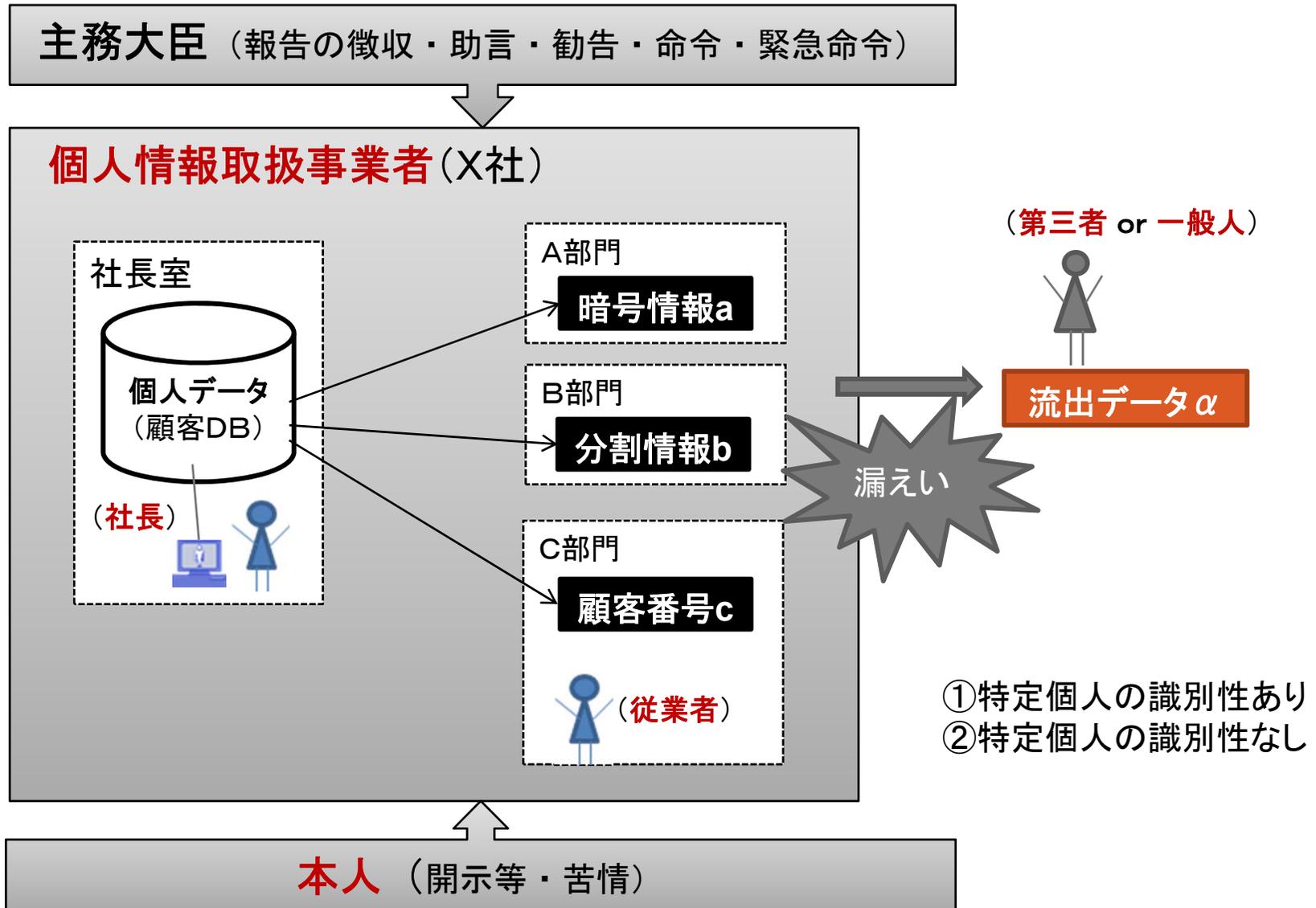
民事規整(裁判所)

# 「個人情報」の定義

## 「個人情報取扱事業者」の場合（個人情報保護法2条1項）

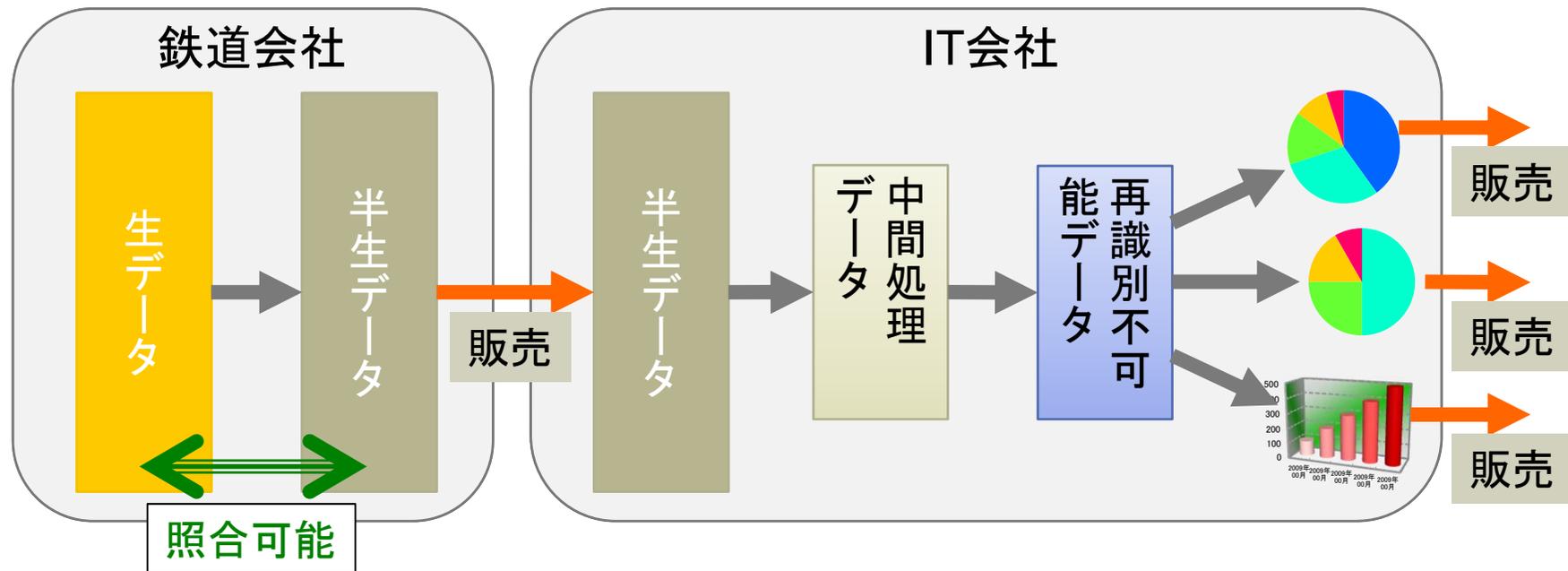


# 流出データと個人識別性判断と安全管理義務

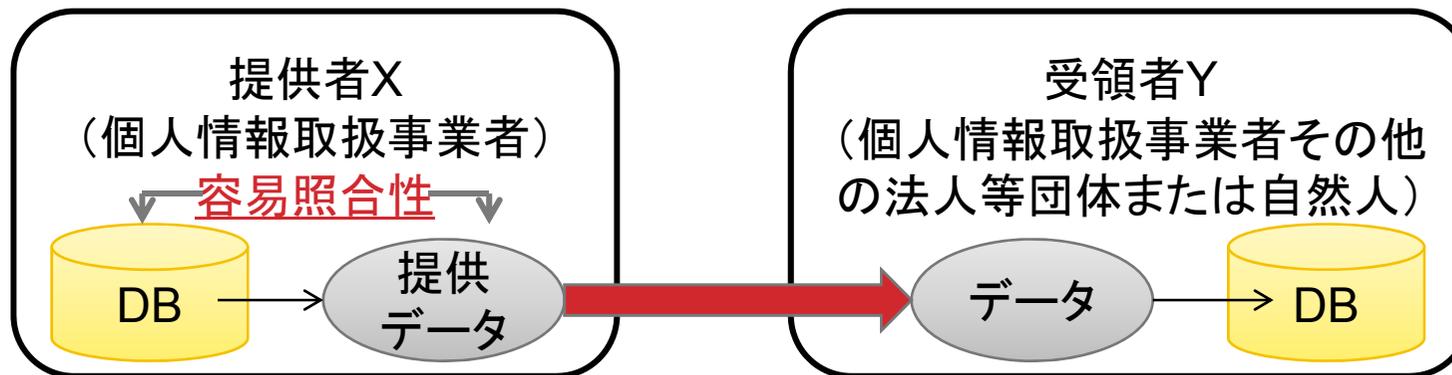


# 「匿名データ」の流通促進と本人のプライバシー保護のための措置 — 現行法上の解釈と立法的対応(案)

## 0. 某交通カードの乗車履歴データ提供事案 (現行法の下では**違法**)

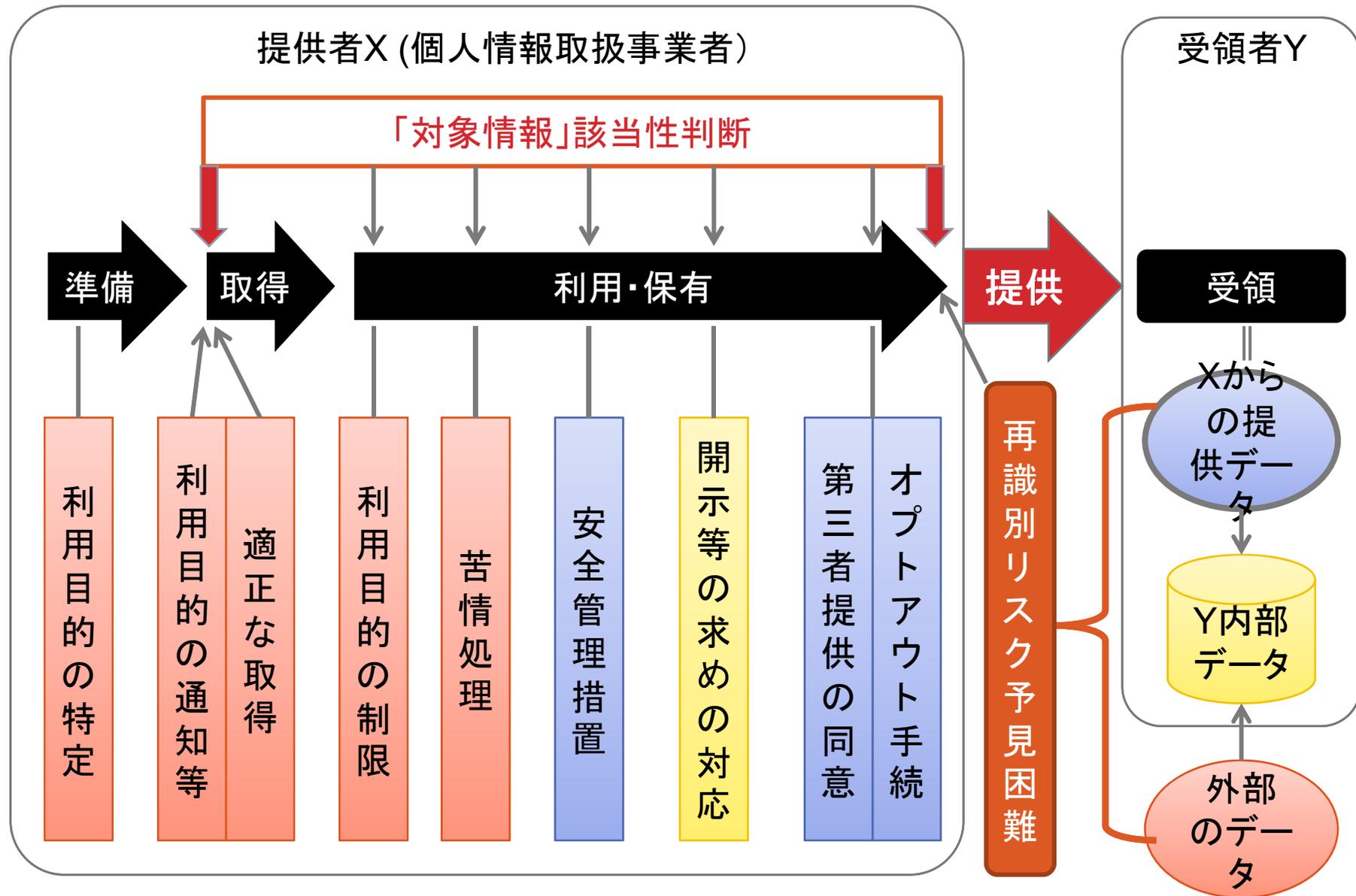


# DB(元データ)から生成された提供データと個人情報保護法23条(第三者提供の制限)適用の有無



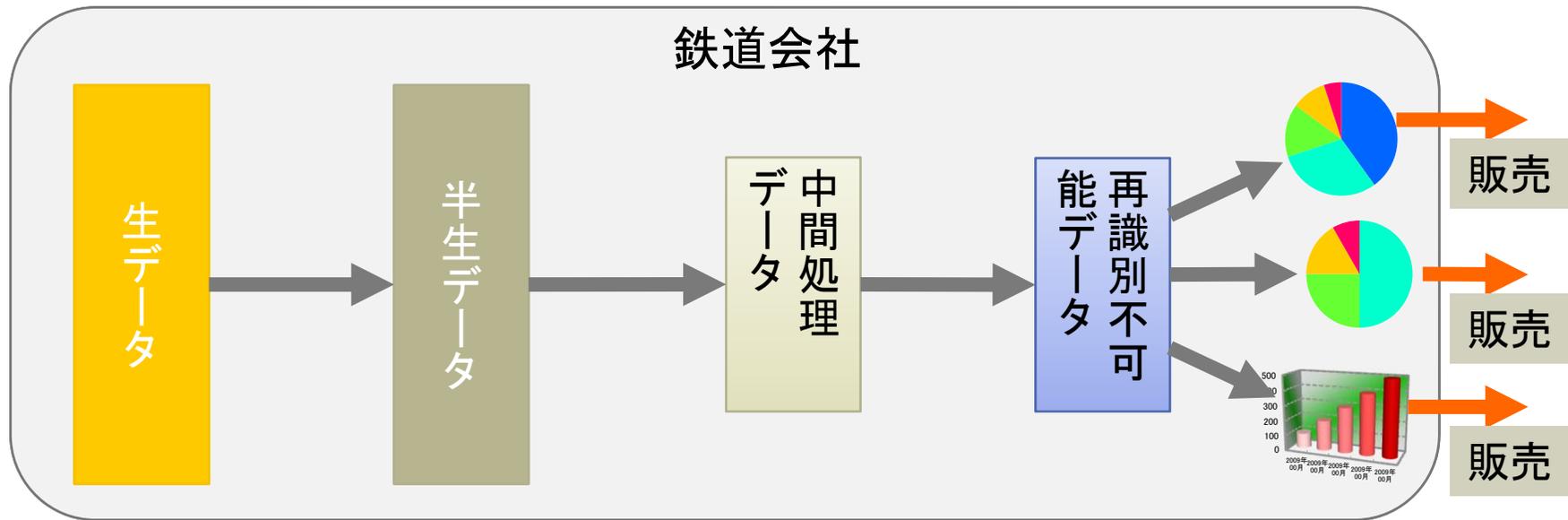
	提供者X	→提供データ→	受領者Y	Xへの23条適用の有無
1	容易照合性あり ○	→個人データ→	特定個人識別性あり ○	あり
2	容易照合性なし X	→パーソナルデータ(統計)→	特定個人識別性なし X	なし
3	容易照合性なし X	→パーソナルデータ(ID)→	特定個人識別性あり ○	原則：なし (例外：あり)
4	容易照合性あり ○	→個人データ→	特定個人識別性なし (評価可能か?)	あり (なしとする説もある)
	容易照合性あり ○	→匿名データ→	再識別化リスクあり △	要改正 →日本版FTC3条件

# 「対象情報」該当性判断の主体と時期

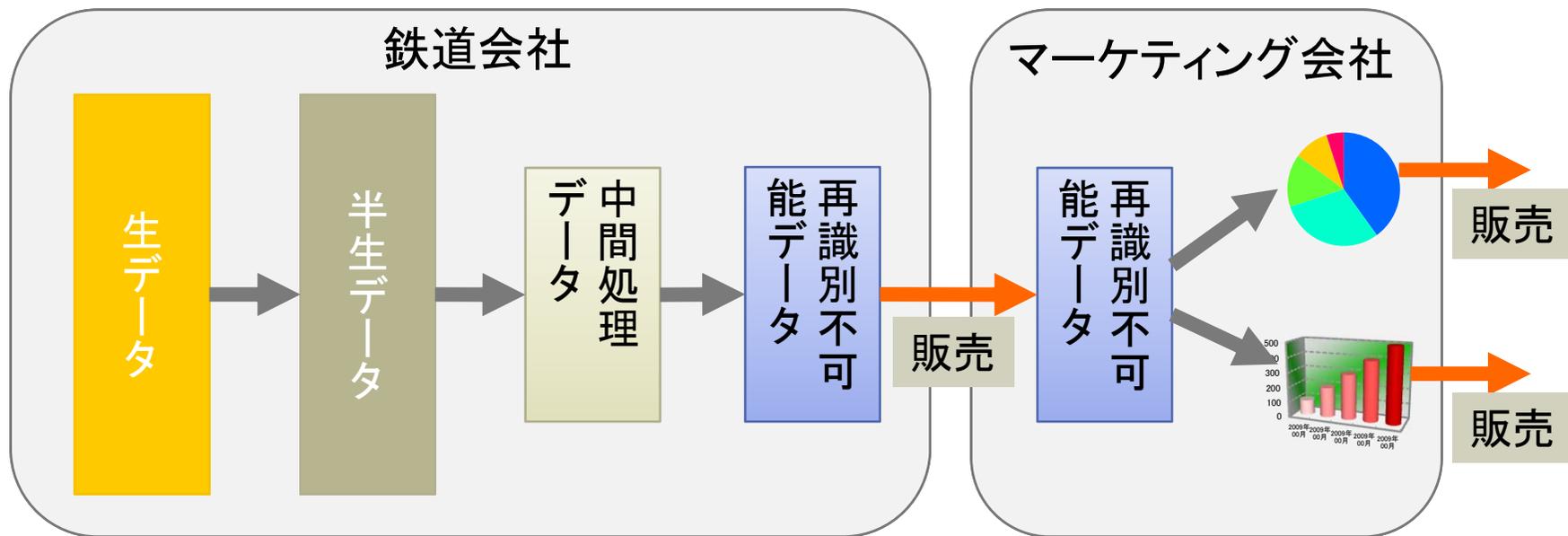


# 「提供データ」の容易照合性判断

個人データ該当性判断の基準		
判断主体	個人情報取扱事業者(提供事業者)が、	← <b>誰が</b> 容易に照合できるかは、義務を課されている事業者を主体として判断すべき。
判断時期	義務の履行時(提供時)に、	← 義務の要件だから。
判断対象(客体)	自己の取り扱っている当該情報( <b>提供データ</b> )と自己の取り扱っている「他の情報」( <b>元データ</b> )とが	← 事業者に不可能を強くない。 * <u>対象を自己の取り扱う範囲に限定していること</u> = 容易性あり
判断基準	照合可能( <b>1対1対応</b> の関係にある)かどうかを評価する。	← 客観的に技術的な観点から判断(識別子、準識別子の有無など)



モデル1-① 現行法制下で適法な利活用ビジネス(1)



モデル1-② 現行法制下で適法な利活用ビジネス(2)

# 法改正による「日本版FTC3条件」の導入

\* 3条件充足→当該「匿名データ」を本人同意なく提供可

## 条件① 技術的措置

「合理的な技術的匿名化措置」(←安全措置)

## 条件② 提供先との契約

「匿名データ」の再識別化禁止条項(強行法規)

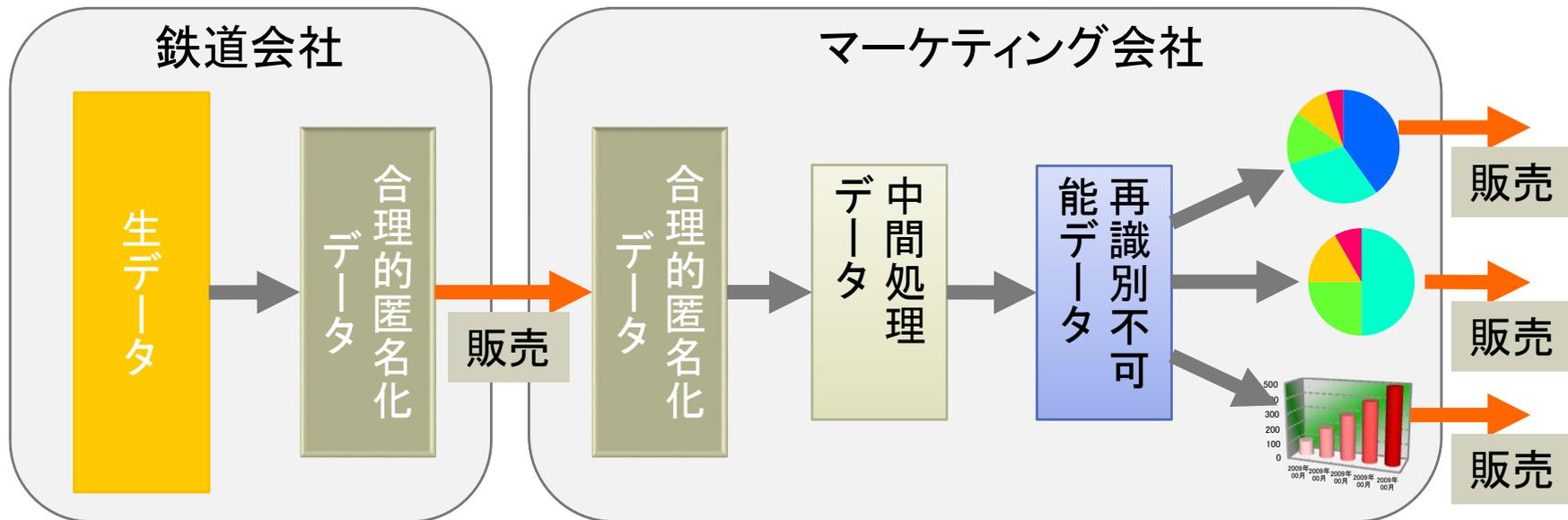
\* 再提供:再提供禁止条項、または再提供先への再識別化禁止条項(強行法規)。

## 条件③ 公表(透明性の確保)

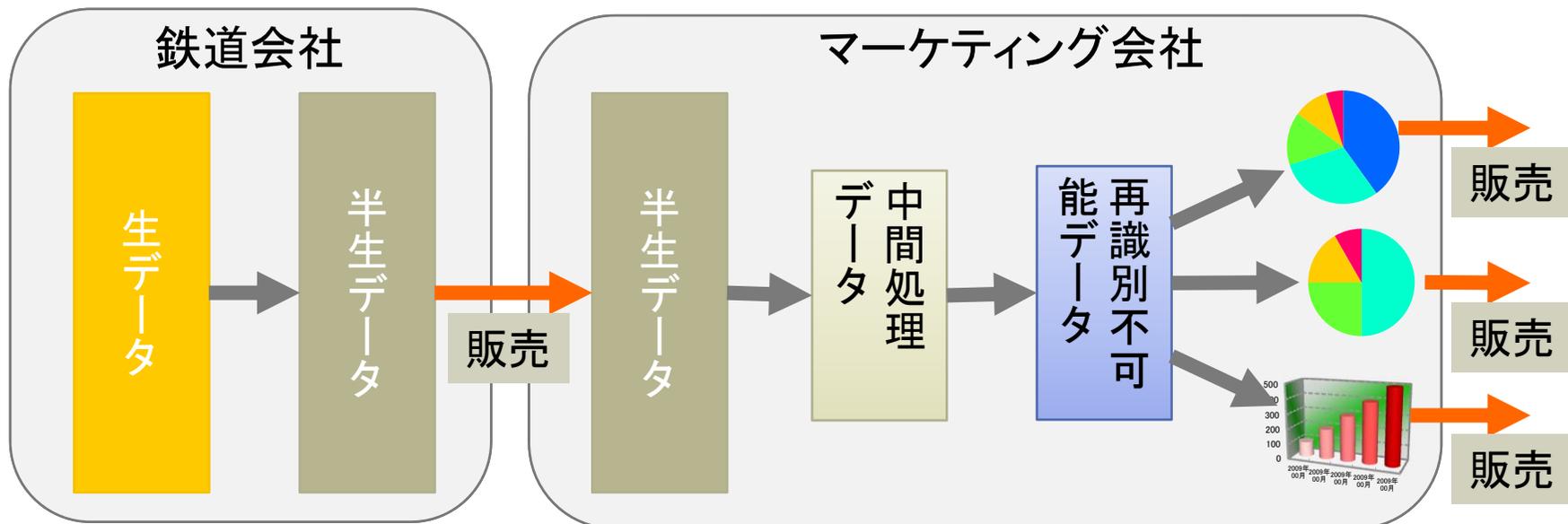
上記①と②の措置を講じたことの公表(両者)

→上記①～③のいずれかに違反したときは、立入調査。

→課徴金、企業名公表、罰則のサンクションあり。



モデル2-① 改正法によって認められ得る利活用ビジネス(1)



モデル2-② 改正法によって認められ得る利活用ビジネス(2)

## <個人に関する情報(パーソナルデータ)>

③番号(識別子) 共通番号, ケータイID, 携帯電話番号, メールアドレス, クレジット番号, 顧客・社員番号, 車のナンバー等

### ①本人確認情報

○社会的情報

○生物学的情報

- ・氏名
- ・自宅住所  
(勤務先)
- ・生年月日
- ・年齢
- ・性別
- ・肖像

- ・位置情報など  
ライフログ
- ・身体的特徴  
(髪, 目の色等)
- ・生体情報  
(指紋, 掌紋,  
虹彩, 遺伝子等)

### ②その他の情報

○内心の秘密

- ・思想信条(思想良心の自由)
- ・宗教(信教の自由)
- ・趣味嗜好, 性生活等

○医療情報

- ・病歴(カルテ, レセプト)・介護
- ・健康状態, 体力

○個人信用情報

- ・資産状況(不動産, 金融財産,  
貴金属等保有状況, 預貯金等)
- ・クレジットカード情報・納税・年金

○購買履歴

○通信通話情報

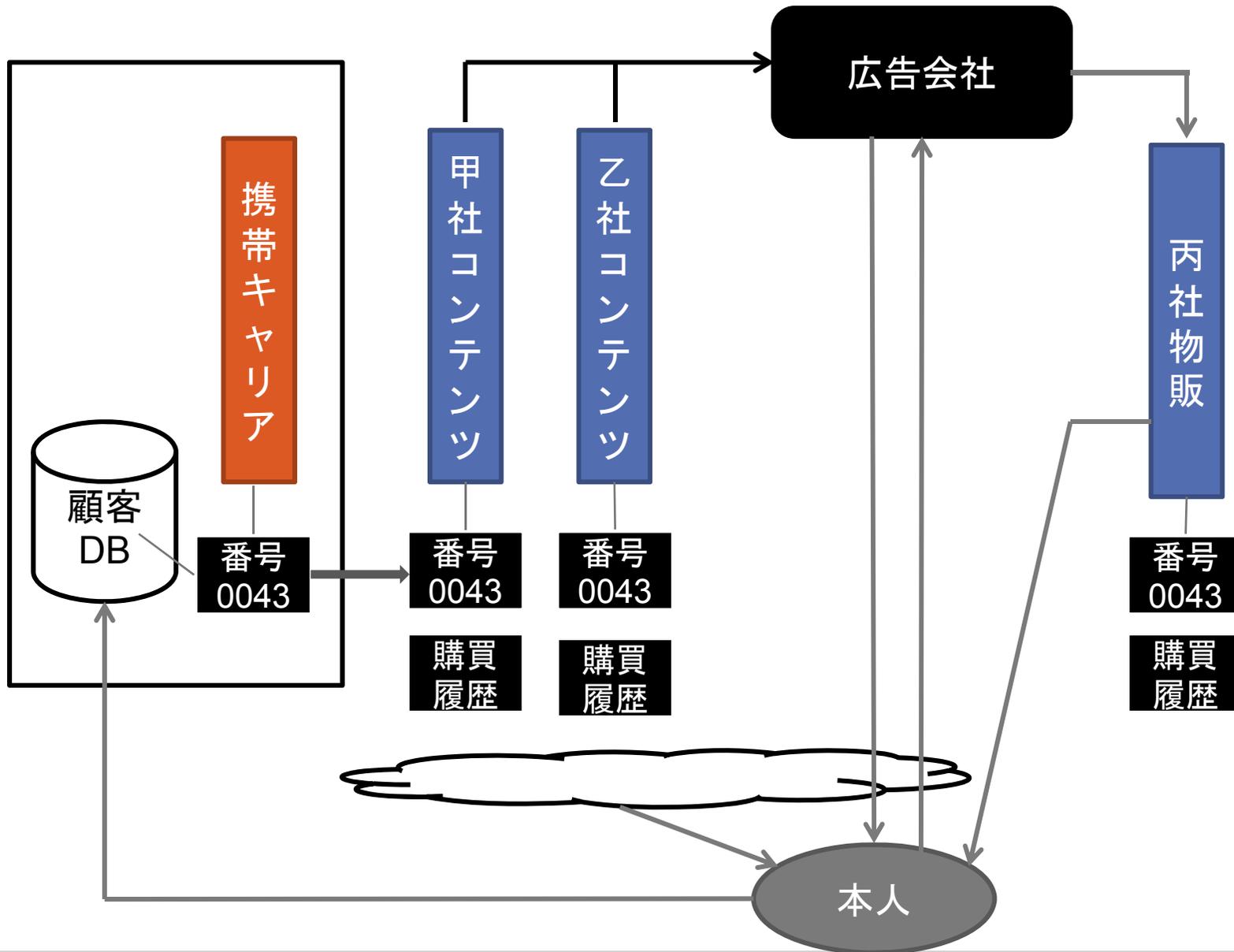
○家族・身分関係 ・戸籍情報(族称・僭称), 内縁関係

○経歴・社会活動等 ・学歴, 職歴, 資格, 所属団体,  
・政治活動, 労働運動・犯罪歴, 反社情報等ブラックリスト

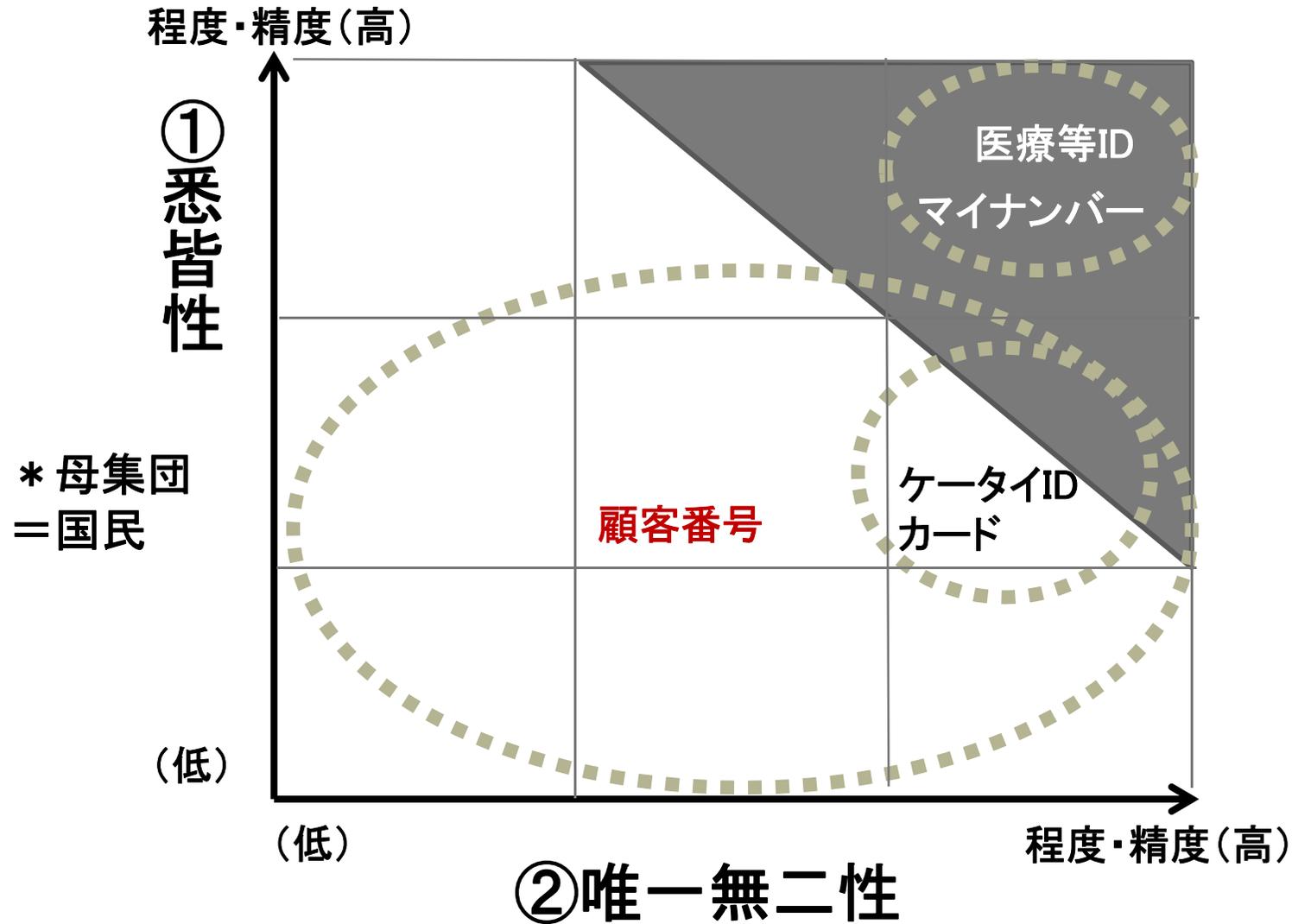
本人(個人の尊厳)

イメージ・評価

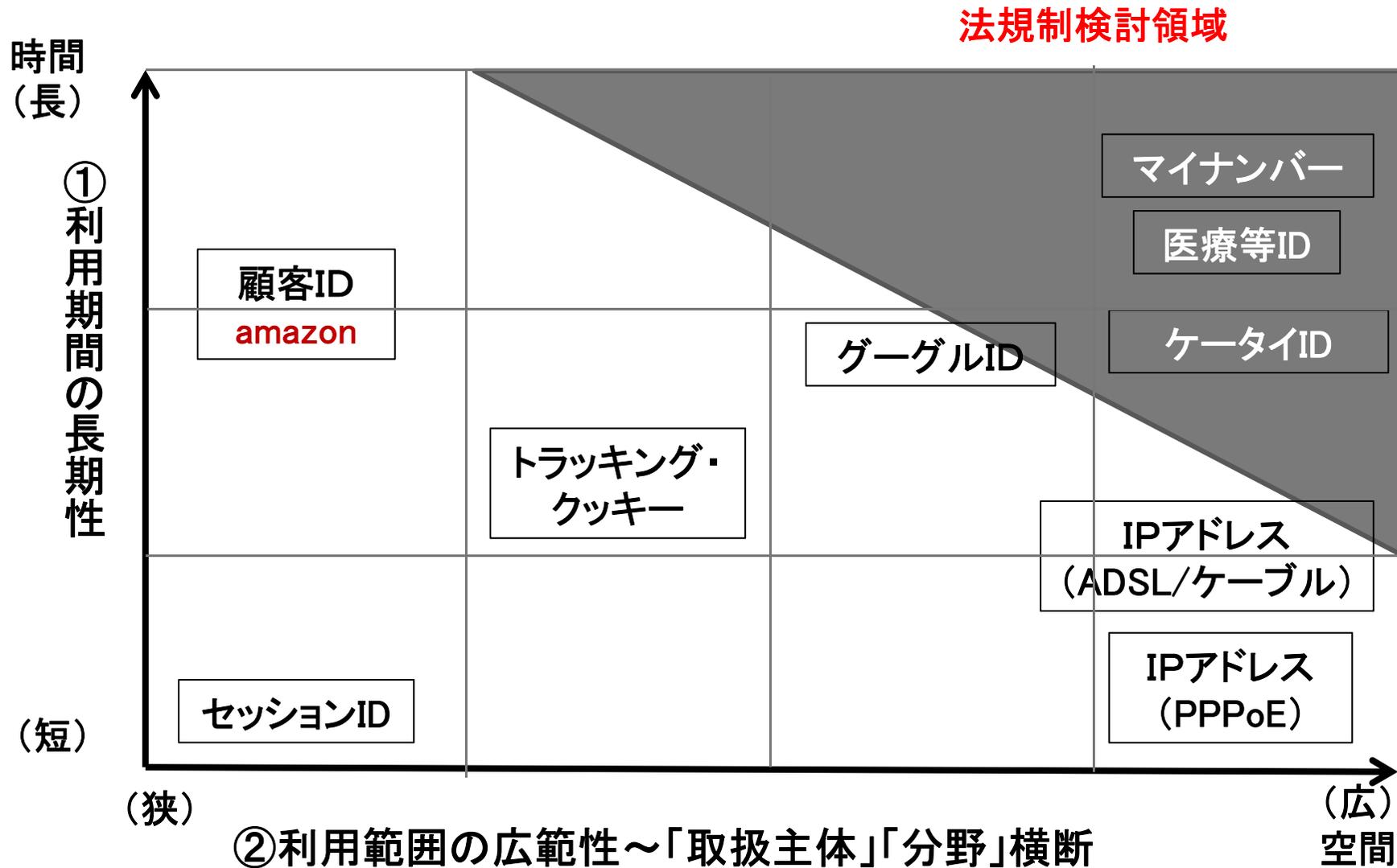
# ケータイIDと行動ターゲティング広告



# 識別子の強度～悉皆性・唯一無二性



# 識別子の法的評価～時間軸と空間軸



## 個人情報保護法改正に向けた基本的な考え方

### ●データプライバシー・個人情報保護法制のあり方

- ①「個人の尊重の理念」の確認(憲法の具体化法)
  - EU、米国と共通した思想的基盤に立つこと
- ②「特定の機微な情報」(センシティブデータ)の導入
  - 情報の内容、価値に着目した規制
  - 形式的評価と実質的評価の二段階の絞り込み
- ③全体的評価の導入
  - 対象情報(個人情報)の性質に限定して評価しない。
  - Cf. なぜプライバシー・バイ・デザインか？
- ④本人関与の強化(いつでも離脱できる安心感と信頼)
  - インフォームド・コンセント(丁寧な説明と本人同意)
  - 消去権(過去の履歴に遡っての消去)

## 個人情報保護法改正に向けた基本的な考え方

- ⑤本人への大きな便益の継続的提供
- ⑥個人情報保護委員会(独立行政委員会)の設置  
→日本版FTC3条件の導入と日本版FTC5条と課徴金、PIA、監査、事前相談の導入
- ⑦一次利用(顧客サービス等)における実名原則
- ⑧個人情報の定義の国内統一と国際的整合(コミュニケーションギャップの解消)  
Cf. 法システムの違いは乗り越えられないが対象情報の定義など保護範囲の整合性は確保できる。
- ⑨EU・米等と交渉可能な世界最先端の法制度を目指す。
- ⑩国外への個人データ提供停止権(第三者機関)
- ⑪本人のデータ消去権(要件の明確化)

## プライバシーの権利とは何か？

→プライバシーの権利は財物ではない。

- 「財産権的理論構成をプライバシーの権利の全部に及ぼすことは、論理的に正しくない。」  
(伊藤正己)
- 「プライバシーが財産的利益を含むから法が保護するのではなくて、法が保護するから、それが一種の財産的利益化するのである。」 (伊藤正己)
- 財貨的性質に着目するのは企業のマーケティング的効果を目指すための議論
- 法の理論的基礎を論じる議論ではない。

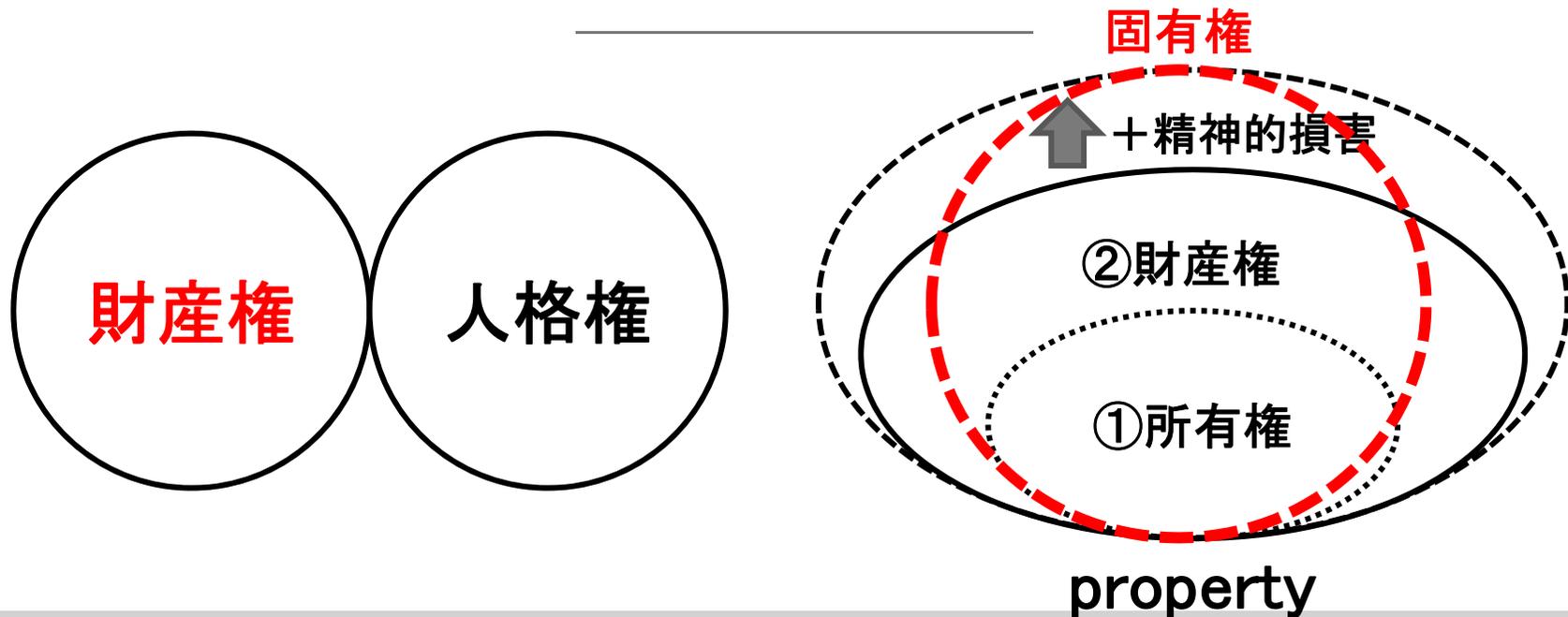
# プライバシーの権利とは何か？

→プライバシーの権利は財物ではない。

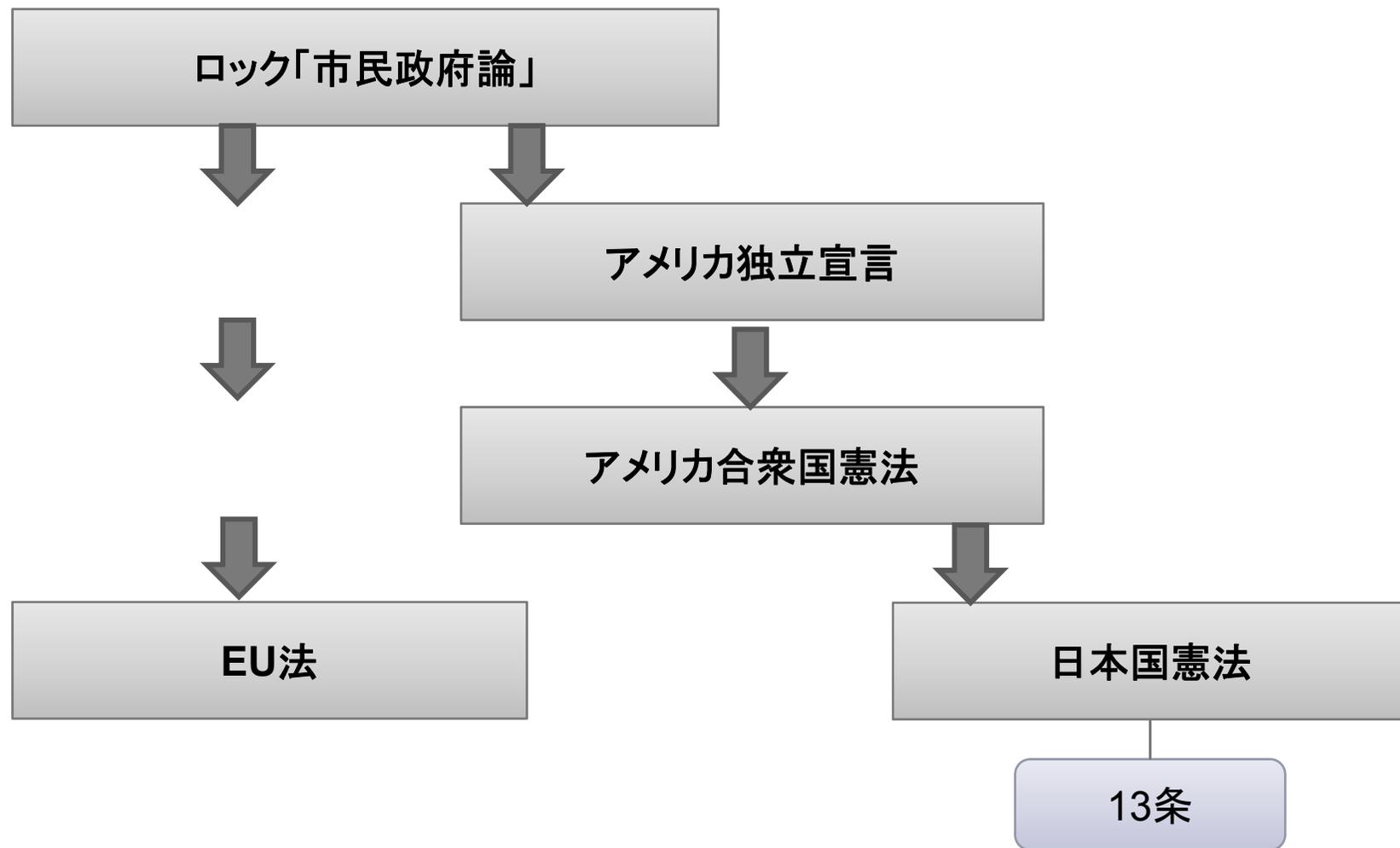
- プライバシーの権利が財産とみなして議論できるのであれば、伝統的な民法の法理で全て説明可能となる。
- 社会現象としての取引類似の現象を法と経済学的に分析することの意味を全否定するものではないが、それに依拠してプライバシーの権利の理論的基礎を構築することはできない。
- 企業のマーケティング的な発想を持ち込んで処理できずにダッチロールしている。
- 無駄な数式的表現で幻惑（『知の欺瞞』）

# プライバシーの権利の理論的基礎とPROPERTY

- プロパティ (property) の一般用法
  - ① 「所有権」
  - ② 「財産権」 (+ 著作権等)
- プロパティ (property) の特別用法  
「固有権」



# プライバシーの権利の基礎理論の継受



ご静聴ありがとうございました。

明日の日本のために！



# パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針

平成 25 年 12 月 20 日  
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定

## I パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの背景及び趣旨

我が国の個人情報保護制度については、これまで国民生活審議会や消費者委員会個人情報保護専門調査会等において様々な課題が指摘され、議論されてきたところであるが、具体的な解決に至っていないものもある。これまで行ってきた検討で蓄積された知見を活かし、時代の変化に合った制度の見直し、改善が求められている。

今年で個人情報保護法の制定から 10 年を迎えたが、情報通信技術の進展は、多種多様かつ膨大なデータ、いわゆるビッグデータを収集・分析することを可能とし、これにより新事業・サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献する等、我が国発のイノベーション創出に寄与するものと期待されている。特に利用価値が高いとされているパーソナルデータについては、個人情報保護法制定時には想定されていなかった利活用が行われるようになってきており、個人情報及びプライバシーに関する社会的な状況は大きく変化している。その中で、個人情報及びプライバシーという概念が広く認識され、消費者のプライバシー意識が高まってきている一方で、事業者が個人情報保護法上の義務を遵守していたとしても、プライバシーに係る社会的な批判を受けるケースも見受けられるところである。また、パーソナルデータの利活用ルールの曖昧さから、事業者がその利活用に躊躇するケースも多いとの意見もある。

さらに、企業活動がグローバル化する中、情報通信技術の普及により、クラウドサービス等国境を越えた情報の流通が極めて容易になってきている。国内に世界中のデータが集積し得る事業環境の整備を進めるためにも、海外における情報の利用・流通とプライバシー保護の双方を確保するための取組に配慮し、制度の国際的な調和を図る必要がある（EU：「データ保護規則」提案、米国：「消費者プライバシー権利章典」公表、OECD：「OECDプライバシーガイドライン」改正等）。

このような状況の変化を踏まえ、平成 25 年 6 月に決定された「世界最先端 IT 国家創造宣言」において、IT・データの利活用は、グローバルな競争を勝ち抜く鍵であり、その戦略的な利活用により、新たな付加価値を創造するサービスや革新的な新産業・サービスの創出と全産業の成長を促進する社会を実現するものとされていることから、個人情報及びプライバシーの保護を前提としつつ、パーソナルデータの利活用により民間の力を最大限引き出し、新ビジネスや新サービスの創出、既存産業の活性化を促進するとともに公益利用にも資する環境を整備する。さらに、事業者の負担に配慮しつつ、国際的に見て遜色のないパーソナルデータの利活用ルールの明確化と制度の見直しを早急に進めることが必要である。

## II パーソナルデータの利活用に関する制度見直しの方向性

このような背景・趣旨を踏まえ、個人情報及びプライバシーを保護しつつ、パーソナルデータの利活用を躊躇する要因となっているルールの曖昧さの解消等を目指して行うべき

制度見直しに関する主な方向性については、次の通り考えるものとする。

## 1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し

- ・ 個人情報及びプライバシーの保護に配慮したパーソナルデータの利用・流通を促進するため、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータに関し、個人情報及びプライバシーの保護への影響並びに本人同意原則に留意しつつ、第三者提供における本人の同意を要しない類型、当該類型に属するデータを取り扱う事業者（提供者及び受領者）が負うべき義務等について、所要の法的措置を講ずる。
- ・ 共同利用やオプトアウト等第三者提供の例外措置の要件の明確化、利用目的拡大に当たって事業者が取るべき手続きの整備、わかりやすいプライバシーポリシーの明示等パーソナルデータの取扱いの透明化等を検討する。

## 2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し

- ・ 適切なプライバシー保護を実現するため、保護すべきパーソナルデータの範囲、個人情報の開示及び訂正（追加又は削除を含む。）等における本人関与の在り方、取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い、プライバシー影響評価の導入、データ取得時等における手続きの標準化等について検討する。
- ・ 専門的知見の集中化、機動的な法執行の確保、及び諸外国の制度との整合を取りつつパーソナルデータの保護と利活用の促進を図るため、独立した執行機関（第三者機関）に行政処分等の権限を付与するとともに、プライバシーに配慮したデータ利活用の促進を図る観点から、罰則の在り方、法解釈・運用の事前相談の在り方等を検討する。  
さらに、これらの対応と併せて、個人情報及びプライバシーの保護を有効に機能させるため、事業者が自主的に行っているパーソナルデータの保護の取組を評価し、十分な規律に服することが担保される、マルチステークホルダープロセス<sup>※</sup>の考え方を活かした民間主導の枠組みの構築を検討することにより、パーソナルデータ利活用のルールが遵守される仕組みを整備する。

※マルチステークホルダープロセス：国、事業者、消費者、有識者等の関係者が参画するオープンなプロセスでルール策定等を行う方法のこと。

## 3. グローバル化に対応する見直し

- ・ プライバシーに配慮したパーソナルデータの利活用は、グローバルに対処すべき課題であり、我が国の事業者がグローバルに適切なパーソナルデータの共有、移転等を行えるようにするため、諸外国の制度や国際社会の現状を踏まえた国際的に調和の取れた制度を検討するとともに、他国へのデータ移転の際の確実な保護対策等について検討する。
- ・ 国境を越えた情報流通の実態を踏まえた海外事業者に対する国内法の適用等について検討する。

以上の方向性に基づき、パーソナルデータの利活用に関する制度の見直しを進める。

### Ⅲ パーソナルデータの利活用に関する制度見直し事項

#### 1. 第三者機関（プライバシー・コミッショナー）の体制整備

パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進する観点から、独立した第三者機関による、分野横断的な統一見解の提示、事前相談、苦情処理、立入検査、行政処分の実施等の対応を迅速かつ適切にできる体制を整備する。

その際、実効的な執行かつ効率的な運用が確保されるよう、社会保障・税番号制度における「特定個人情報保護委員会」の機能・権限の拡張や現行の主務大臣制の機能を踏まえ、既存の組織、権限等との関係を整理する。

#### 2. 個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い

個人情報及びプライバシーの保護に配慮したパーソナルデータの利用・流通を促進するため、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータに関し、個人情報及びプライバシーの保護への影響並びに本人同意原則に留意しつつ、第三者提供における本人の同意を要しない類型、当該類型に属するデータを取り扱う事業者（提供者及び受領者）が負うべき義務等について、所要の法的措置を講ずる。

#### 3. 国際的な調和を図るために必要な事項

##### <諸外国の制度との調和>

諸外国の制度や国際社会の現状を踏まえ、国際的なルール作りに積極的に参加しつつ国際的に調和の取れた制度を構築し、日本企業が円滑かつグローバルに事業を展開できる環境を整備するとともに、海外事業者に対する国内法の適用や第三者機関による国際的な執行協力等の実現について検討する。

##### <他国への越境移転の制限>

グローバルな情報の利用・流通を阻害しないことと、プライバシー保護とのバランスを考慮し、パーソナルデータの保護水準が十分でない他国への情報移転を制限することについて検討する。

##### <開示、削除等の在り方>

本人の自身の情報への適正かつ適時の関与の機会を確保することが、本人の不安感を払しょくするとともに、事業の透明性を確保することにもつながることから、取得した個人情報の本人による開示、訂正（追加又は削除を含む。）、利用停止（消去又は提供の停止を含む。）等の請求を確実に履行できる手段について検討する。

##### <パーソナルデータ利活用のルール遵守の仕組みの構築>

第三者機関への行政処分等の権限の付与・一元化について検討するとともに、プライバシーに配慮したデータ利活用の促進を図る観点から、罰則の在り方等を検討し、パーソナルデータ利活用のルールを遵守する仕組みを整備する。

##### <取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の取扱い>

本人のプライバシーへの影響については、取り扱うデータの量ではなくデータの質によるものであることから、現行制度で適用除外となっている取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の要件とされる個人情報データベースを構成する個人情報の数が 5,000 件以下とする要件の見直しを検討する。その際、取り扱う個人情報の規模が小さい事業者の負担軽減についても併せて検討する。

#### <行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体が保有する個人情報の取扱い>

行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体における個人情報の定義や取扱いがそれぞれ異なっていることを踏まえ、それらの機関が保有する個人情報の取扱いについて、第三者機関の機能・権限等に関する国際的な整合性、我が国の個人情報保護法制の趣旨等にも配慮しながら、必要な分野について優先順位を付けつつその対応の方向性について検討する。

### 4. プライバシー保護等に配慮した情報の利用・流通のために実現すべき事項

#### <パーソナルデータの保護の目的の明確化>

パーソナルデータの保護は、その利活用の公益性という観点も考慮しつつ、プライバシーの保護と同時に利活用を促進するために行うものであるという基本理念を明確にすることを検討する。

#### <保護されるパーソナルデータの範囲の明確化>

保護されるパーソナルデータの範囲については、実質的に個人が識別される可能性を有するものとし、プライバシー保護という基本理念を踏まえて判断するものとする。

また、プライバシー性が極めて高い「センシティブデータ」については、新たな類型を設け、その特性に応じた取扱いを行うこととする。

なお、高度に専門的な知見が必要とされる分野（センシティブデータが多く含まれると考えられる情報種別を含む。）におけるパーソナルデータの取扱いについては、関係機関が専門的知見をもって対応すること等について検討する。

#### <プライバシーに配慮したパーソナルデータの適正利用・流通のための手続き等の在り方>

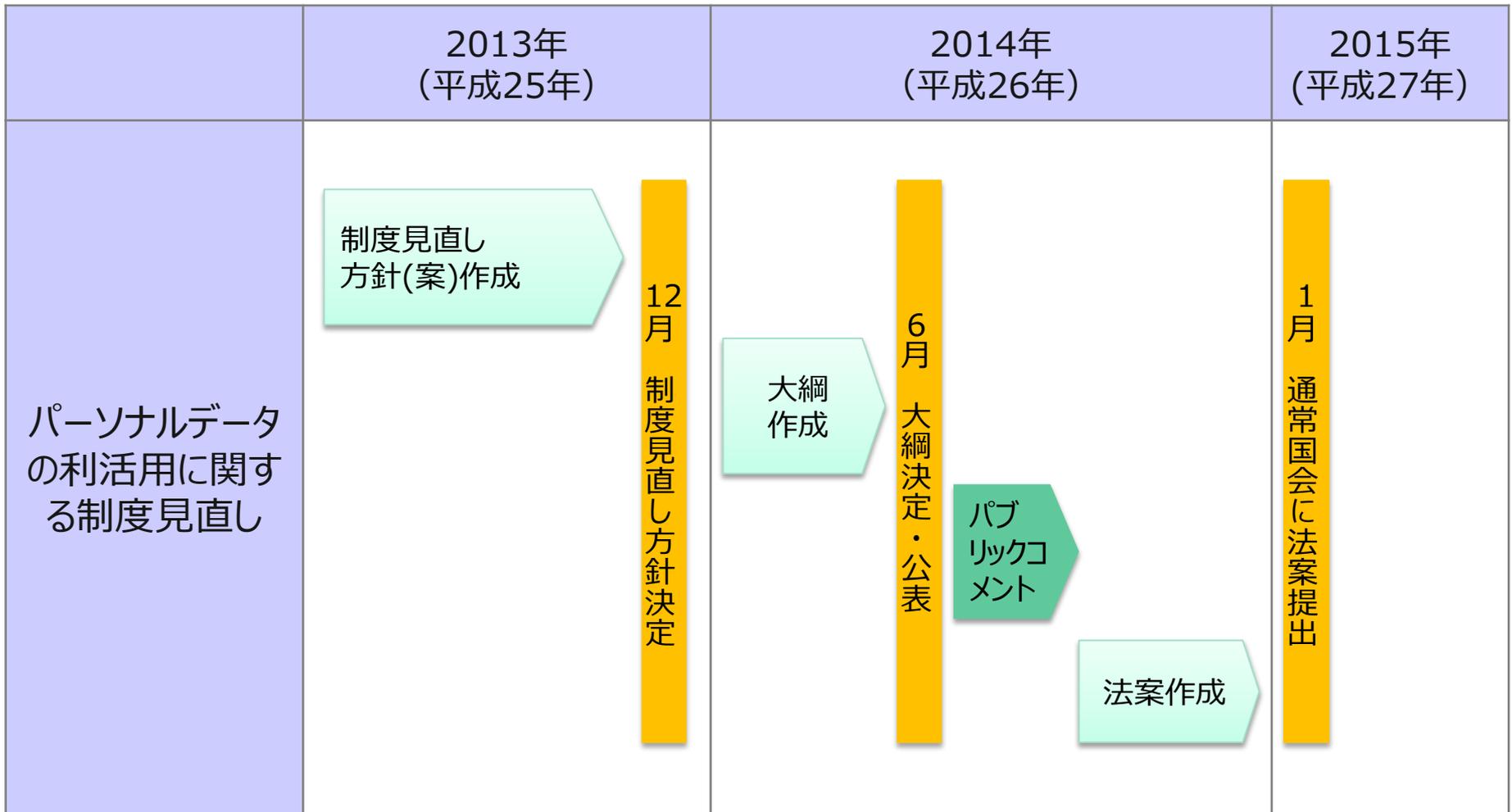
透明性の確保を原則として、利用目的の拡大に当たって事業者が取るべき手続きや第三者提供における本人同意原則の例外規定（オプトアウト、共同利用等）の在り方について検討するとともに、パーソナルデータ取得時等におけるルールの充実（同意取得手続きの標準化等）について検討する。

また、個人情報取扱事業者における個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の漏えい、その他のプライバシー侵害につながるような事態発生の危険性、影響に関する評価（プライバシー影響評価）の実施、公表等については、事業者の過度な負担とならないように配慮しつつ、評価事項・基準、評価対象、実施方法、評価方法等の具体化を「特定個人情報保護委員会」が行う特定個人情報保護評価の仕組みを参考に検討する。

## IV 今後の進め方

本方針に基づき、詳細な制度設計を含めた検討を加速させる。検討結果に応じて、平成 26 年（2014 年）年 6 月までに、法改正の内容を大綱として取りまとめ、平成 27 年（2015 年）通常国会への法案提出を目指すこととする。

# パーソナルデータの利活用に関する制度見直し ロードマップ



※ 欧米を含めた諸外国の制度についても現在変更に向けた作業が行われているため、これらとの整合性を取るためにある程度の時間が必要となる。

(例：EUデータ保護規則案 2014年4月に欧州議会本会議で採択の見込み)